

欧州裁判所の動向と法人税制の行方

Graetz & Warren, “Income Tax Discrimination and the Political and Economic Integration of Europe” <115 Yale L. J. 1186 (2006)>



東京大学法学部教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成18年7月26日開催の国際租税基本問題研究会における東京大学法学部教授増井良啓氏の「欧州裁判所の動向と法人税制の行方（『The Yale Law Journal』／2006年4月号，Volume 115，Number 6掲載の“Income Tax Discrimination and the Political and Economic Integration of Europe”）」に関する講演内容を取りまとめたものである。

なぜこの論文が重要か？

欧州裁判所（以下「ECJ」）は、1990年代後半から特に活発に、EU加盟国の法人税制（国内法）を次々とクロ判定してきました。EUでは、経済統合のために「4つの自由」を保障する法的枠組をつくっており、財・人・サービス・資本の自由な移動を阻害する加盟国の国内法が内外無差別の原則に反するとして禁止され

る環境にあります。そして法人税制の調和化が遅々として進まない中、加盟国の税制上の措置が次々と条約に反するとされてきています¹。

この中で、表題に掲げた論文（以下「本論文」）は、次のことをハッキリと主張しました。すなわち、加盟国の法人税制そのものが調和化せずまちまちである以上、ECJがこのようなやり方で個別的にクロ判定を出し続けるのは安定的でないと主張しています。執筆者のお2人はいずれも米国を代表する租税専門家であり、法人税と所得税の統合論についての共同の出版物は、特に著名です²。Yale大学のGraetz教授は米国財務省で租税政策担当次官補をつとめたこともあり、国際所得課税に関するアンソロジーを出版しています³。Harvard大学のWarren教授は、国際課税ルールの基本的なあり方についてもすぐれた論文を発表されていて⁴、とくに無差別原則をめぐる分析⁵は、本論文の立論を支える基礎になっています。

- 1 谷口勢津夫「ECにおけるTax Harmonizationの動向」水野忠恒編著『二訂版国際課税の理論と課題』295頁（2005年，税務経理協会），村井正＝岩田一政『EU通貨統合と税制・資本市場への影響』（2000年，日本租税研究協会）。
- 2 Michael J. Graetz and Alvin C. Warren Jr., *Integration of the U. S. Corporate and Individual Income Taxes: The Treasury Department and American Institute Reports* (1998, Tax Analysts).
- 3 Michael J. Graetz, *Foundations of International Income Taxation* (2003, Foundation Press). この書物の紹介として，川端康之・アメリカ法2004-2号313頁。
- 4 Alvin C. Warren, Jr., *Alternatives for International Corporate Tax Reform*, 49 *Tax Law Review* 599 (1994).
- 5 Alvin C. Warren, Jr., *Income Tax Discrimination Against International Commerce*, 54 *Tax Law Review* 131 (2001).



このように、本論文の考察の基礎には、理論的分析の蓄積があります。のみならず、豊富な第一次資料を用いて、欧州の諸々のアクターの動向を現実的角度から分析しています。そのため、本論文は、ECJに関する議論に一石を投ずることはもちろん、より広く、国際所得課税ルールの今後のあり方について考える上で、かなり大きな意味をもつものといえます。

ここで論じられていることは、税制の調和化と各国の自律性のバランスをどうとるか、内外無差別や最恵国待遇は所得課税と親和的か、二国間租税条約と多国間条約のいずれが望ましいか、といった原理的な問題です。これらについては、私もかねてより関心をもっておりましたため⁶、本論文に注目した次第です。

論文の構成と概要

本論文の構成は、表1の通りです。

表1：本論文の構成

| |
|------------------------------|
| 序 |
| I. ECJにおける会社課税 |
| A. 国際通商条約・租税条約の下での国際通商に対する差別 |
| B. ECJの法人所得税に関する判決 |
| II. ECJ判決の意味するもの |
| A. 法的含意 |
| B. 財政政策への含意 |
| III. 分岐点 |

A. 調和化の途

B. 自律の途

IV. 米国：似ている点と異なる点

A. 米国最高裁の判決

B. ECJ判決の米国にとっての意味

結

以下では、本論文の概要を簡潔に紹介したのち、項目を改めて若干のコメントを付します。

序

まず序では、EUの制度配置を、米国の読者を念頭において説明しています。EUには4つの主な機関があります。欧州議会 (European Parliament) は、選挙で選ばれた人たちの集まりです。閣僚理事会 (European Council) は各国の閣僚たちが出ていくところで、この人たちが加盟国をしばる権限をもっています。欧州委員会 (European Commission) は、EUレベルの立法と執行を担当する機関です。そしてECJが、EUの裁判所です。

法人税の調和は進んでいません。これは意思決定が過半数ではなくて全員一致によることとされているからです。加盟国の財務大臣が閣僚理事会のECOFIN (Economic and Financial Affairs Council) で租税関係の事項を所管しますが、ここに出てくる各国の意見は分かれます。たとえば、法人税の高い国は低くしたくないし、低い国は高くしたくない。よって、全員一致が必要とされると、調和化が進まない。そのため、ブリュッセルの欧州委員会が統合のためにいろいろと提案しても実現しない、という

⁶ 増井良啓「租税政策と通商政策」小早川光郎・宇賀克也編『塩野宏先生古稀記念行政法の発展と変革下』517頁 (2001年)、増井良啓「租税制度の国際的調和」社会科学研究53巻4号43頁 (2002年)、増井良啓「租税制度と通商協定の接点に関する二、三の法的論点」トラスト60『国際商取引に伴う法的諸問題 (10)』85頁 (2002年)。

状況があります。こういったデッドロックの状況のもとで元気よく活動しているのがECJであり、すでに100を超える所得課税関係の事件を扱ってきました。

I. ECJにおける会社課税

そこで、本論文の第1章は、ECJが、EC条約上の「4つの自由」の解釈として、加盟国の法人税制を無差別原則に違反すると判定してきた様子を概観します。

IA. 国際通商条約・租税条約の下での国際通商に対する差別

所得税制が国際通商を差別するやり方としては3つのものがあります。表2に示したように(あ)製品 (products) についての内外差別、(い)製造者 (producers) に関する内外差別、(う)製造活動 (production) に関する内外差別です。

表2：内外差別の3つの態様

| 内外差別の対象 | 禁止する規範 |
|---------------|--|
| (あ)products | GATT/WTO |
| (い)producers | 二国間租税条約 |
| (う)production | 特になし。所得税制は、国外での製造活動について、「二重課税の排除」として問題をとらえてきた。 |

表に示したように、伝統的には、それぞれについて守備範囲が決まっていました。(あ)のように、外国産品を国内に輸入するときに、国内産品よりも不利に扱ってはいけないとするのがGATTやWTOの守備範囲です。(い)のように製造者(外国法人や非居住者)について内外差別をしてはならないとするのが、二国間租税条約です。これらに対し、(う)のレベルになりま

すと、外国で活動するかそれとも内国で活動するかという製造活動に関する内外差別が問題になります。この(う)については、特に明示的にこれを禁止する規範を置くというのではない。所得税制の中では、これを差別の問題としてではなくて、二重課税の問題としてとらえてきました。ですから、国外源泉所得について外国税がかかると二重課税排除のために外国税額控除を与えるといった形で問題をとらえてきたわけです。この3分類は、Warren教授の分析枠組によっています。

ところがECJは、(う)の領域について、加盟国が国内製造活動を国外の製造活動よりも有利に扱うことを制限しはじめています。つまり、製造活動についての内外差別はいけないという判断を下しているわけです。

IB. ECJの法人所得税に関する判決

代表的な判決として、次のものがあります。

(あ)の外国産品に対する差別禁止の代表例がCassis de Dijon事件です(Case 120/78, 1979 E. C. R. 649)。Dijonはフランスのブルゴーニュの地方都市で、ワインの産地です。このカシス酒をドイツに輸入するときに、それが重く課税された。外国産品について重く課税することになり、そうなるとう域内で物が自由に移動することを阻害する。これはいけないといった事件です。

(い)の外国製造者に対する差別禁止の代表例は、Lankhorst - Hoorst GmbH 事件です(Case C-324/00, 2002 E. C. R. I-11, 779)。これは、ドイツの過少資本税制がクロ判定を下された事件です。なぜ条約に違反するかというと、問題となった規定が、外国の親会社に対して支払ったときだけ適用があって、内国の親会社に対して支払ったときには適用がない。これは外国製造者を内国製造者と比較して差別しているという理由で、資本移動の自由を阻害する

とされたわけでは

(う)の製造活動に対する差別禁止と位置づけられるのが、有名なMarks & Spencer事件です (Case C-446/03)。英国の親会社がフランスなど幾つかの域内国に子会社を置いていたところ、英国税制のもとではその外国子会社の赤字を親会社が使えない。しかし内国子会社の赤字は親会社が使える。このように連結納税制度の適用範囲が外国子会社に及ばないことが内外差別だとして争われました。ECJは結局、一定の要件の下で赤字の取込みを制限すること自体は許されていると述べましたが、基本線としては差別してはいけないという判決を出しています。このように、ECJの判決は、上の(あ)(い)(う)3つの領域すべてについて、内外差別を禁止する傾向にあります。これは、従来の国際通商法・国際租税法におけるよりもはるかに「強い (robust)」アプローチをとっているものです。

II. ECJ判決の意味するもの

では、こうした判決が出ることで一体どういう結果が生じるか。これが第2章の主題です。法的に見ると、加盟国の国内法が維持できなくなる。クロ判定が出るのだから当然そうなります。それから、財政的に見ても、一方通行でクロ判定が出るばかりで、税収減の方向に向かうと述べられています。

IIA. 法的含意

1) インピュテーション方式の死滅

法的含意を見ますと、法人税と所得税の統合のためのインピュテーション方式が死滅しただけではない。さらに将来を予測していくと、加盟国が独自に国内法で租税誘因措置 (tax incentive measures) を講ずることや、「全世界所得課税+外国税額控除」の方式で国際的な二重課税を排除することも、危うくなっていく

と指摘されます。

まず、インピュテーション方式が各国でどんどん採られなくなってきたのは、すでにご案内のところでは。簡単にそのメカニズムをおさらいしておきます。

図1をご覧ください。会社が国外源泉の所得を得る場合、会社から株主に配る配当について、インピュテーション方式の適用制限がよく行われます。これが、内外差別とされます。

図1 国外源泉所得を得る場合

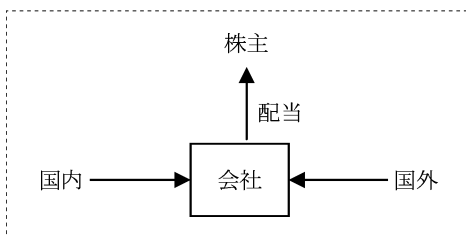
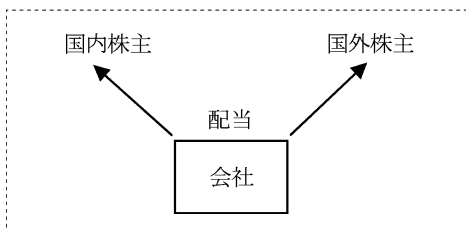


図2は、国外株主に配当を支払う場合です。

国内株主にはこの会社の居住地国で課税がおよびますから、インピュテーション方式を採れます。しかし外国株主については株主居住地国でどうするかという話なので、会社の居住地国としては、株主段階でのインピュテーション方式による配当救済を与えることができない。となると国内株主と国外株主の間の取扱いが異なることとなります。これが差別だとしていけないとなれば、インピュテーション方式はもうやめてしまうということになる。

図2 国外株主に配当を支払う場合



シドニーで開催された2003年のIFA大会でも

この点が検討され、各国がインピュテーション方式をやめて、粗雑な救済方式に変えている傾向が明らかにされました。その理由は、いま申し上げたような理由で、インピュテーション方式が国際投資との関係で相性が悪いことにありました⁷。

2) 租税誘因措置と国際的二重課税の将来

以上はすでに起こったことですが、将来を予測するとどうか。

第1に、租税誘因措置を与えることも難しくなる。たとえば、フランスが研究開発拠点を置くために税制上の支援措置を講ずる。そのときに国内で研究開発をする場合だけに限って、支援措置を適用する。このような限定は国内企業の競争力強化の観点からよくあることですが、内外で差を設けることを意味するため、条約上クロ判定が下される可能性がある指摘されています。

第2に、全世界所得課税を取ったうえで外国税額控除方式を採用する点にも、影響が及ぶと本論文は予測しています。内国法人に対して「全世界所得課税+外国税額控除」の方式で課税することは、多くの国が当然のこととしてやっていることです。しかし、本論文によると、ECJの立論を推し進めていけば、これも維持できなくなる可能性があるとしています。

どうしてそうなるか。間接的なバージョンと直接的なバージョンのふたつの可能性があります。間接的なバージョンは、外国子会社合算税制が域内移動の自由や無差別原則に反するということでクロ判定を受ける。そうすると、課税繰り延べを受けなければ軽課税国に外国に子会社を置き、いくらでも内部留保すればよいことになる。そうすると全世界所得課税を採用しているといってみても建前だけのことになってし

まうというバージョンです。

直接的なバージョンは、Graetz教授が2001年の論文で定式化した議論に基づいています⁸。これは、次の表3に示した3つの原則を同時に満たすことは不可能だという議論で、たとえば、一種の不可能性定理のような話です。

表3：直接的な議論

(次の3つの原則を同時に満たすことは不可能)

| | |
|-----|------------------------|
| 原則1 | 所得の源泉地国の内外を問わず等しい課税 |
| 原則2 | 所得稼得者の居住地国の内外を問わず等しい課税 |
| 原則3 | 各主権国家が自由に税率を決定 |

表3をご覧ください。3つの原則のうち、原則3が、「各国が税率や課税ベースを自由に決定できる」、つまり各国の自律性があってばらばらに何でも決められるという原則です。これに対し、原則1は「所得の源泉地国の内外を問わず課税を等しくする」ということであり、原則2は「所得稼得者の居住地国の内外を問わず等しく課税する」ということです。つまり原則2と3は各国に対して縛りをかけるわけです。

本論文はここから、次のように主張します。原則3のもとで各国が税率と課税ベースをまじめに決めていの中で、原則1と2を同時に満たすということは不可能である。ECJが、原則3を前提としたまま、原則1や2を厳しく審査するのは、理論的にみると安定的ではなく、このやり方は維持できない。早晚、方向を再考しなければならなくなるだろう。これが、本論文の基本的な主張です。

それでは、ECJはもうすこしゆるやかなアプローチをとれないものか。

7 増井良啓「第57回IFA大会の報告—会社と株主の課税を中心として—」租税研究649号116頁、120頁（2003年）。

8 Michael J. Graetz, Taxing International Income: Inadequate Principles, Outdated Concepts, and Unsatisfactory Policies, 54 Tax Law Review 261, 272 (2001).

2つの可能性があります。可能性その1は、「国際取引を国内取引よりも重課してはいけない」というときに、審査基準をゆるめるというものです。複数国の課税を考慮に入れ、外国の課税と内国の課税と両方含めたところで重課してはいけないという基準で審査すると、おのずから差別にあたりやすくなります。そうではなく、外国の課税は度外視しておいて、当該国内の措置だけを観察して差別がなければ許容する。こういうゆるやかな基準をとればクロ判定が出る余地が減ります。

可能性その2は、無差別原則の問題としてとらえず、二重課税排除の問題としてとらえるものです。もともと所得税はそのようにやってきたのだから、それでよいではないか、というお話ですね。

II B. 財政政策上の含意

次に、ECJの諸判決が財政政策の上で意味することを見ると、これは税収減に向かう一方通行です。納税者が各国の国内法の条約適合性を争い、ECJがこれを裁く。また、ブリュッセルの欧州委員会は、「おたくの税制はきちんとしないからほうっておくとクロ判定になりますよ、嫌ならECJに訴えますよ」という具合に、提訴権限が認められています。

こうして、ECJが、国内法を無効にする方向に使われる。よって税収減に向かうというわけです。

III. 分岐点

本論文によると、こうした状態は安定的なものではない。従って、加盟国の税率や課税ベースを調和していくという方向か、あるいは、逆に、各国がもっとばらばらの税制をとってもかまわないという方向か、どちらかへの動きが生じるだろう。その意味で、EUは今岐路に立っている、というのが、本論文の見立てです。

III A. 調和化の道

まず、税制を調和化する方向はどうか。ブリュッセルの欧州委員会は、域内税制の調和化路線を実現すべく努力してきました。しかし、付加価値税のほうはかなり成功しても、法人税のほうはすすまない。というのは、調和化路線が閣僚理事会によって妨害されるからです。この中で、税率まで含めたところで調和するのは無理だ、だから課税ベースの算定のやり方を近似化させていって、まずはどこでビジネスをしても同じような計算方法にすることを目標にするという路線に転換しているのが現状です。いわゆるsoft lawアプローチなどと呼ばれる路線です。こうしてみると、法人税制が調和化に向かってどんどん進んでいくということは、恐らく現実的ではない。

III B. 自律の道

では逆に、加盟国がより自律性を高め、税制のあり方を国ごとにばらばらにしていく方向はどうか。もちろん、加盟国がEUの仕組みそのものから離脱することは考えにくい。しかし、ECJの現在の解釈はあまりに財政上の帰結が大きく、加盟国としてはそれを呑むことはできないだろう。

そうすると、今後の動向について一手先を読みますと、ECJの権限を縮小し、妥協する可能性がある。つまり、現在ほどクロ判定を積極的に出すのではなく、ほり謙抑的に司法判断を加えるというわけです。そのような道筋として、4つの可能性が指摘されています。

第1は、加盟国の抵抗です。加盟国が事件を付託させないというようなやり方です。第2は閣僚理事会や欧州議会が、欧州委員会の提訴権限を縮小してしまうという可能性です。第3はECJ自体が自制し、あまりやり過ぎたら加盟国から反発されるので、少し手前で妥協するとい

う可能性です。第4は、加盟国の中でグループが分かれて、「うちはECJがどんどんやってくれたほうがいい」というグループと、「それではうちは困る」というグループに分裂する。つまり、バスに乗る国と乗らない国が出てくる可能性です。

このように、本論文は、EUが現在分岐点に立っているという見通しのもとに、ECJの今後を予想しています。なお、最後の第4の可能性については、すでに、連結納税制度の国際的な側面について欧州の専門家が検討する中で、バスに乗る国と乗らない国の二分化が語られてきたところ⁹です。

IV. 米国：似ている点と異なる点

本論文の第4章は、以上の議論を米国との比較において位置づけます。これには2つの側面があります。1つは、ECJがアメリカの経験から学ぶことができるかです。いま1つは、米国から見てECJの動きをどうとらえるかです。

IVA. 米国最高裁の判決

一方で、米国最高裁の判決からECJが学ぶことがあるか。米国連邦最高裁は、Commerce Clauseをはじめとする憲法条項を州税に適用して、「州際通商を差別」してはいけないものと解釈してきました。したがって、欧州統合が欧州全体の連邦化に進む過程であるという見通しをもてば、米国連邦最高裁の判決が、ECJの判決に示唆するところがあるのではないかと、いうことも考えられます。しかし、本論文は、米国州税の大家であるWalter Hellerstein教授の分析を引用して、連邦最高裁の数百におよぶ判決群は整合性を欠いており、欧州がそこから何かを学べると期待するのは馬鹿げていると断

じています。

米国の州税レベルで起こっていることとしては、製造活動 (production) の内外差別について、事業所得に関する州税が、定式分配 (formula apportionment) によって税収配分を行うやり方をとっています。そして、Iowa州をはじめとして、売上高基準のみを用いる (sales only) の定式が増加しています。この中で、Cuno v. DaimlerChrysler事件で、Ohio州が投資税額控除を講じて州内に産業を呼び込む措置を講じた点が争われています。

IVB. ECJ判決の米国にとっての意味

他方で、ECJ判決が米国にとってどういう意味を持つか。この点については、かなり真剣な分析がなされています。本論文によると、5つの含意があります。

第1は、米国の裁判所にとっての含意です。米国の裁判所は、ECJのように無差別原則を厳しく解釈すべきか。これについては、上述のような否定的評価からして、やめておいたほうが良いというのが、本論文の主張です。

第2は、二国間租税条約の解釈への影響です。ECJがEC条約を解釈する場合の議論が、二国間租税条約の解釈に波及するか。まず、米国の裁判所が米国の締結した租税条約を解釈するときには、影響がないだろう。しかし、OECDモデル条約の無差別条項の解釈にあたっては、影響があるかもしれない。

第3は、WTOへの影響です。WTO協定には、内外無差別や最恵国待遇のルールがあります。しかし、新規の授權がなされなければ、GATTやGATSなどのWTO協定を解釈するパネルは、現在のECJほど厳しいことは言わないだろうと予想されています。

⁹ 増井良啓「学界展望 (租税法) Lodin and Gammie, Home State Taxation」国家学会雑誌115巻3・4号433頁、441頁 (2002年)。



第4は、米国がEU加盟国との間で締結する租税条約への含意です。たとえば、米国がフランスと租税条約を結ぶ。ECJが域内で無差別原則を厳格に適用することになると、米仏だけのことを見ているわけにはいかない。フランスに門戸を開いたら、無差別原則との関係で、EUの他の加盟国にも門戸を開くことになりかねない。となると、相手国だけを見るのではなく、EUを一体として条約締結に当たらなければならないのではないか。同様の問題提起は、航空協定をめぐるOpen Skies事件でも起きています。

第5は、法人税そのもののゆくえです。EU加盟国の法人税制がどんどんクロ判定をうける事態が進行すると、欧州は法人所得が容易に課税を免れる場所になるだろう。そうなると、米国としてどう対応すべきかという問題が出てくる。

結

以上を要するに、本論文は、次のことを主張しています。すなわち、欧州は岐路に立っている。調和化を進めるか、自律性を高めるか、の選択を迫られている。しかも、これは米国にとっても座視できない。ECJがこのままの路線を続けるのであれば、ゆくゆくは法人所得税を基幹税として存続させること自体が危うくなる。このように結んで、70頁に及ぶ本論文は稿を閉じています。

日本の眼からみてこの論文の主張をどう考えるか？

以上が本論文の簡単な紹介です。それでは、日本の眼からみて、本論文の主張をどのように考えるべきか。私の感じたことを、いくつかコメントいたします。

「最近のECJはちょっと行き過ぎではないか」という感じは、おそらく多くの人がうすうすも

っていたところだと思います。しかし、私も含めて、「これはEU域内の話だから、第三国にとっては直接には関係ないでしょう」ということで、いわば「棚上げ」する向きも多かったのではないのでしょうか。これに対し、本論文は、米国の視点から次のことを主張しています。論旨を整理しますと、3点になります。

- (A) 現実問題として、対岸の火事とみているわけにはいかない。
- (B) 理屈を詰めれば、現在のECJの路線は安定的でない。
- (C) EU加盟国の自律性をもうすこし重視する形で妥協すべきである。

このように整理すると、日本の眼からみてもこの論文の主張には一定の説得力があります。まず、(A)についていえば、欧州で法人所得税が基幹税の地位を失えば、そこに大きな空白地帯ができるわけですから、日本も法人所得税に頼ることは難しくなるでしょう。次に、(B)についても、無差別原則一本槍で国際的二重課税の問題を処理するのは、税制が調和化していない状況の下では、破壊的でしょう。そうだとすれば、(C)ECJは路線転換して各加盟国の自律的措置をより広く許容すべきだ、というこの論文の主張には、かなりの説得力が出てきます。もっとも、本論文の論旨には、いくつか留保が必要です。

まず、(A)について。欧州ではもともと、付加価値税が税収の大宗を占めています。法人所得税の比重が小さくなるといっても、ゼロになっってしまうのではなく、すでに比重が少ない中でさらに小さくなるという程度問題にすぎない。これに対し、米国は連邦レベルで付加価値税がありませんので、米国の人が見ると欧州の状況には危機感を持つのではないか。日本には幸い付加価値税がありますので、米国から見る場合と比較すると若干の温度差があってもよいはず です。

次に、(B)について。本論文の理論的核心は、さきほど表3で不可能性定理という比喩を用い

てご紹介したように、「内外無差別と税率自由決定を同時に満たすことはできない」という点にあります。そしてこれは、Warren教授の研究の応用であり、Graetz教授が定式化したものです。十分な学問的裏付けをもっています。もっとも、欧州の現実がどうなるかについての本論文の予測は、「もし内外無差別を論理的極限まで推し進めればこうなる」という推論に基づくものです。現実の法制度の展開がそこまで無差別原則の厳格な適用に向かうかについては、疑問の余地が残ります。なお、各国が税率を自由決定できる環境で外資優遇（＝内資差別）を許容すれば、「有害な税の競争」への歯どめが失われます。

そして、(C)について。実際のところ、ECJが穏健化の方向に向かっているという兆候が、報告されています。昨年のIFA総会でも、ECJのD氏事件がとりあげられました¹⁰。これは、ドイツ居住者であるD氏の財産税に関する事件で、2005年7月に出されたものです。D氏にはオランダに財産があり、オランダが財産税を課すときに、オランダから見るとこのD氏は非居住者にあたるための控除は与えていなかった。これが非居住者を居住者と比べて差別するものであり、EC条約に反すると主張したわけです。しかし、ECJは条約違反にならないと述べました。ということは、加盟国の税制に対してクロ判定をどんどん出すことをやめて、ECJが少し妥協を始めているのではないかと。つまり、ECJが政治的賢慮を用いて穏健化するきざしが、すでにみられるというわけです。

以上が本論文に対する内在的コメントです。ここで視野を広げ、外在的なコメントに移ります。大局的に考えたとき、ECJが後退すればそれで万事OKなのか。それでは、各国の税制が

バラバラでローカル、企業活動はグローバルという状況は、一向に改善しません。このままでは、企業が各国の税制の差異を気にしなければいけないコストは、減っていかないこととなります。こういう大きな視野から本論文を読み直してみると、本論文の筆致はやや冷たく、対象を突き放しているという感を否めません。

この点は、国際課税に関する指針を示すためのリーダーシップを誰がどのような形で発揮すべきか、という政治経済学的な課題を示唆しています。ある識者は、この課題をめぐる米国の役割の歴史の変遷を検討したあとで、「我々は、今しばらく、現在のような（あるいは現在以上の）混沌として国際課税ルールの下で、方向性も見出せずに住むことを余儀なくされるといえよう」¹¹と指摘しています。

この指摘をふまえて考えてみると、米国の代表的論者の手になる本論文からは、いくつかのことをくみとることができます。本論文から学ぶべきは、ECJの動向を現実的観点から醒めた眼で分析する姿勢だけではありません。それだけでなく、種々のアクターが多角的に併存する環境でどうすれば前向きに法形成のための道筋をつけていけるかが、隠された課題として横たわっています。

この課題にとりくむ際には、おそらく、国内税制の進化が鍵となるでしょう。すなわち、現行法人税制は、無差別原則をはじめとする通商政策の論理と、あまりうまく接合していません。税制の論理と通商の論理が、たとえていえば、水と油の関係にあります。これを改革し、貿易や投資に対してより阻害効果の小さいしくみへと、税制自体が一段の進化を遂げていくことができれば、今後進むべき方向性が見出せるのではないかと考えます。

¹⁰ 増井良啓「第59回IFA大会の報告—国際的企業買収を中心として—」租税研究674号109頁、120頁（2005年）。

¹¹ 黒田東彦「世界経済秩序と国際課税ルール」水野忠恒編著『2訂版国際課税の理論と課題』367頁（2005年、税務経理協会）、388頁。